

平成21年(行ウ)第49号

次回期日：6月2日

木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 収 外91名

被告 愛知県知事 外 1名

## 求 釈 明 書

平成22年4月7日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 嶋 将 周

同 小 島 智 史

- 1 被告らは、流水正常機能維持につき、「木曾川水系河川整備基本方針は所要の  
手続を経て適正に策定された」と主張する（被告ら準備書面2 p 22）。そして、  
これを前提に、先行行為である木曾川水系河川整備基本方針は違法ではないので  
違法性の承継はあり得ず、本件各支出は財務会計上適法であると主張する。

上記「木曾川水系河川整備基本方針は所要の手続を経て適正に策定された」と  
の主張は、①「木曾川水系河川整備基本方針は所要の手続を経て策定された」の  
で適正に策定されたというものか、②「木曾川水系河川整備基本方針は適正な所  
要の手続を経て策定された」ので適正に策定されたというものか、①のように読

み取れるが、正確にいずれであるか判然としていない。

①であれば、要するに木曾川水系河川整備基本方針が河川法等で定められている河川整備基本方針を策定するときに経なければならない社会資本審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会や同分科会等の審議を経て策定されたという純然たる事実をもって、同基本方針が適正に策定されたことの理由とするのであって、これらの審議等の過程が適正であったかは同基本方針が適正に策定されたことには関係がないという主張である。これに対して、②であれば、木曾川水系河川整備基本方針が社会資本審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会や同分科会等の審議を経て策定されたという単なる事実だけでは同基本方針が「適正」に策定されたことの理由とはならないのであって、これらの審議等が根拠資料に基づいて適正になされていることの主張し立証することが同基本方針が適正に策定されたことの理由として必要である。

2 よって、被告らに、上記「木曾川水系河川整備基本方針は所要の手續を経て適正に策定された」との主張につき、以下の求釈明をする。

(1) 木曾川水系河川整備基本方針が河川法等で定められている河川整備基本方針を策定するときに経なければならない社会資本審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会や同分科会等の審議を経て策定されたという純然たる事実をもって、同基本方針が「適正」に策定されたと主張するものか。

(2) 木曾川水系河川整備基本方針が社会資本審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会や同分科会等の適正な審議を経て策定されたことをもって、同基本方針が「適正」に策定されたと主張するものか。

(3) (2)の場合は、どのような具体的な審議過程をもって、適正な審議を経たと主張するのか。証拠に基づいて明らかにされたい。